ロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（一ＲＳ・三ＲＳ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一・五％以下を含有するものを除く。	ロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（一ＲＳ・三ＲＳ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五％以下を含有するものを除く。
十六の二～二十三　（略）	十六の二～二十三　（略）
劇物	劇物
一～四十三の三　（略）	一～四十三の三　（略）
四十三の四　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（一ＲＳ・三ＲＳ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）一・五％以下を含有する製剤	四十三の四　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（一ＲＳ・三ＲＳ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）〇・五％以下を含有する製剤
四十三の五～六十七　（略）	四十三の五～六十七　（略）

附　則

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和四年政令第三十六号）の施行の日から施行する。

○農林水産省令第五号

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）第二条第五項の規定並びに経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第九項及び同条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定に基づき、とうもろこし等の関税割当制度に関する省令及び経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十八日　　農林水産大臣　金子原二郎

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令及び経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令の一部改正）

第一条　とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和四十年農林省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（関税割当申請書）	（関税割当申請書）
第一条　関税割当制度に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項の関税割当申請書の様式は、別記様式第一によるものとし、その提出部数は一通とする。	**第一条**　関税割当制度に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。

（証明書の分割）

第四条　令第二条第二項の規定により割当てを受けた者がその割当数量（この条の規定により分割された割当数量を含む。）を分割し、その分割した数量に応じて証明書（この条の規定により分割された証明書を含む。以下同じ。）の分割を申請しようとするときは、別記様式第四による証明書分割申請書一通に当該証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部改正）

第二条　経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（関税割当申請書）	（関税割当申請書）
第一条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項及び第二項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は一通とする。	**第一条**　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項及び第二項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。
（関税割当証明書の分割）	（関税割当証明書の分割）
第三条　令第二条第五項及び第六項の規定により割当てを受けた者がその割当数量（この条の規定により分割された割当数量を含む。）を分割し、その分割した数量に応じて関税割当証明書（この条の規定により分割された関税割当証明書を含む。以下同じ。）の分割を申請しようとするときは、別記様式第三による関税割当証明書分割申請書一通に当該関税割当証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。	**第三条**　令第二条第五項及び第六項の規定により割当てを受けた者がその割当数量（この条の規定により分割された割当数量を含む。）を分割し、その分割した数量に応じて関税割当証明書（この条の規定により分割された関税割当証明書を含む。以下同じ。）の分割を申請しようとするときは、別記様式第三による関税割当証明書分割申請書二通に当該関税割当証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。
2　（略）	2　（略）
（関税割当数量）	（関税割当数量）
第五条　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間は七千七百トンとする。	**第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は七千七百トンとする。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。